

○総務省訓令第54号

総務省の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令を次のように定める。

平成16年12月20日

総務大臣 麻生 太郎

総務省の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条～第7条）
- 第3章 職員の責務（第8条）
- 第4章 保有個人情報の取扱い（第9条～第14条）
- 第5章 情報システムにおける安全の確保等（第15条～第24条）
- 第6章 情報システム室の安全管理（第25条・第26条）
- 第7章 保有個人情報の提供及び業務の委託等（第27条・第28条）
- 第8章 安全確保上の問題への対応（第29条・第30条）
- 第9章 監査及び点検の実施（第31条～第33条）
- 第10章 補則（第34条・第35条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、総務省（外局を除く。以下同じ。）における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）第6条に規定する保有個人情報の適切な管理のために必要な措置について定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

第2章 管理体制

（総括保護管理者）

第3条 総務省に、総括保護管理者1人を置く。

2 総括保護管理者は、大臣官房長をもって充てる。

3 総括保護管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期又は随時に開催すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総務省における保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

（保護管理者）

第4条 各課室等(内部部局にあっては総務省組織令(平成12年政令第246号)に定める課、室等を、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局にあっては当該施設等機関、特別の機関及び地方支分部局をいう。以下同じ。)に、保護管理者1人を置く。

2 保護管理者は、各課室等の長又はこれに代わる者をもって充てる。

3 保護管理者は、各課室等における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

(保護担当者)

第5条 各課室等に、保護担当者1人(業務上必要と認められる場合にあっては複数人)を置く。

2 保護担当者は、保護管理者が指定する官職にある者をもって充てる。

3 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課室等における保有個人情報の管理に関する事務を行う。

(監査責任者)

第6条 総務省に、監査責任者1人を置く。

2 監査責任者は、大臣官房長をもって充てる。

3 監査責任者は、総務省における保有個人情報の管理の状況について監査する。

(研修)

第7条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のため、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

3 保護管理者は、課室等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のため、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第3章 職員の責務

(職員の責務)

第8条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

第4章 保有個人情報の取扱い

(アクセス制限)

第9条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、当該保有個人情報にアクセス(情報に接する行為をいう。以下同じ。)をする権限(以下「アクセス権限」という。)を有する者を、当該保有個人情報の利用目的を達成するために必要最小限の職員に限定するものとする。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスをしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスをしてはならない。

（複製等の制限）

第10条 職員は、業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護管理者の指示に従い行うものとする。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為として保護管理者が定めるもの

（誤りの訂正等）

第11条 職員は、保有個人情報の訂正を行う場合には、保護管理者の指示に従わなければならない。

（媒体の管理等）

第12条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、当該媒体の耐火金庫への保管、保管場所への施錠等の保有個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止するための措置を講ずるものとする。

（廃棄等）

第13条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末機器及びサーバーに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

（保有個人情報の取扱状況の記録）

第14条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

第5章 情報システムにおける安全の確保等

（アクセス制限）

第15条 保護管理者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章及び次章において同じ。）の重要度に応じて、パスワード等（パスワード、ＩＣカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等の当該保有個人情報へのアクセスを制限するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（そ

の定期又は随時の見直しを含む。)し、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第16条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、当該保有個人情報へのアクセスの状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期又は随時に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第17条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(コンピュータウイルスによる漏えい等の防止)

第18条 保護管理者は、コンピュータウイルスによる保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため、コンピュータウイルスの感染防止等に必要な措置を講ずるものとする。

(暗号化)

第19条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

(バックアップ)

第20条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第21条 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(端末機器の限定)

第22条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、当該保有個人情報の処理を行う端末機器を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末機器の盗難防止等)

第23条 保護管理者は、端末機器の盗難又は紛失の防止のため、端末機器の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末機器を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではない。

（閲覧防止）

第24条 職員は、端末機器の使用に当たっては、保有個人情報が当該職員以外の者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

第6章 情報システム室の安全管理

（入退室の管理）

第25条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバー等で保護管理者が指定する機器を設置する室（以下「情報システム室」という。）に入室する権限を有する者を定めるとともに、入退室の記録を行うものとする。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、情報システム室の出入口の特定化による入退室の管理の容易化、所在表示の制限等の情報システム室の安全を管理するための措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、情報システム室及び保管施設の入退室の管理について、必要があると認めるときは、身分証明書の提示を求めるとともに、入室に係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）及びパスワードの読取防止を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（情報システム室の管理）

第26条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室に制御機能、施錠装置、警報装置及び監視設備の整備等の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバー等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第7章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

（保有個人情報の提供）

第27条 保護管理者は、法第8条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

2 保護管理者は、法第8条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行うことにより当該措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、法第8条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関又は独立行政法人等に保

有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

(業務の委託等)

第28条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持等の義務
- (2) 再委託の制限又は条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

2 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

第8章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第29条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となると思料する事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、速やかに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告するものとする。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を総務大臣に速やかに報告するものとする。
- 5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(公表等)

第30条 事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

第9章 監査及び点検の実施

(監査)

第 3 1 条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期又は随時に監査（外部監査の委託を含む。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

（点検）

第 3 2 条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

（評価及び見直し）

第 3 3 条 保有個人情報の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第 1 0 章 補則

（他の訓令との関係）

第 3 4 条 他の訓令の規定により、情報システムの管理に関する事項について、この訓令と別段の定めが設けられている場合にあっては、この訓令に定めるもののほか、当該訓令の定めるところによる。

（細則）

第 3 5 条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に総括保護管理者が定める。

- 2 保護管理者は、この訓令を実施し、又は保有個人情報の適切な管理のため、必要があるときは、細則を定めることができる。
- 3 保護管理者は、前項の細則を定め、変更し、又は廃止したときは速やかに総括保護管理者に報告しなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 総務省の保有する電子計算機処理に係る個人情報の安全及び正確性の確保に関する訓令（総務省訓令第 6 2 号）は、廃止する。